

宮古島市脱炭素先行地域づくり電気自動車・充電設備等導入補助金
実施要領

(補助対象者等)

- (1) 申請日において宮古島市の住民基本台帳に記録されており、脱炭素先行地域（下地地区・狩俣地区）「以下「脱炭素先行地域」という。」内に居住実態を有している個人であること。
- (2) 補助金要綱第14条に定める事項に可能な範囲で協力できる者であること。
- (3) 本市の公的義務（市税、使用料、負担金及び貸付け金等の納付及び償還等）を果たしている者であること。
- (4) 過去に市補助金の交付決定を受けていない者であること。ただし、過去に電気自動車等に対する市補助金の交付決定を受けている場合において、新たにV2H充放電設備又は充電設備の導入をしようとする場合はこの限りでない。
- (5) C E V補助金及び充電インフラ補助金の交付を受けずに補助対象車両等を購入する者であること。

(交付対象となる補助対象車両等及)

○電気自動車

- (1) ガソリン車又はディーゼル車からの買い換えにより購入又はリースの契約にて導入するものであり中古車両又は新古車両でないこと。
- (2) 主たる保管場所が脱炭素先行地域内であること。
- (3) 主たる保管場所において再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）と接続して充電を行うものであること。
- (4) 市補助金の交付決定があった年度内に納車されるものであること。
- (5) 補助金要綱別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること。

○V2H充放電設備及び充電設備

- (1) 購入又はリースの契約にて導入するものであり中古品又は新古品ではないこと。
- (2) 脱炭素先行地域内に設置されるものであること。
- (3) 再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されているものであること。
- (4) 市補助金の交付決定があった年度内に設置するものであること。
- (5) 補助金要綱別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること。

(補助額等)

区分	補助金の額	上限額 (千円)
電気自動車等	蓄電容量×1/2×4万円/kWh以内	CEV 補助金交付要綱に定める銘柄ごとの補助金交付額を上限とする。
V2H充放電設備	購入価格(工事費含む)×3/4以内	450
充電設備	購入価格(工事費含む)×3/4以内	150

- 1 補助対象経費は、電気自動車等においては車両本体価格とし、V2H充放電設備及び充電設備においては購入価格とし、いずれも消費税抜きの額とする。
- 2 補助金の額は、千円未満切捨てとする。

(補助金の交付申請)

市補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)は、下記の書類を市長に提出しなければならない。

電気自動車	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書(様式第1号) ②協力同意書(様式第2号) ③見積書の写し(メーカー名、型式、購入価格(予定価格)及び支払条件が明記されているもの) ④申請者の本人確認書類(免許証(写し)、住民票(写し)(発行から3か月以内のもの)等) ⑤補助対象車両等に関する協力同意書(様式第2号) ⑥再エネ発電設備により日常的に充電を行うことができることが確認できる書類。 ⑦買換え前の車両の車検証の写し ⑧振込口座情報記入票 ⑨通帳等の写し
V2H充放電設備及び充電設備	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書(様式第1号)

	<ul style="list-style-type: none"> ②協力同意書（様式第2号） ③見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）及び支払条件が明記されているもの） ④設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を確認する書類 ⑤設備の設置場所を確認する書類 ⑥申請者の本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）（発行から3か月以内のもの）等） ⑦補助対象車両等に関する協力同意書（様式第2号） ⑧振込口座情報記入票 ⑨通帳等の写し
--	---

（補助金の交付決定及び通知）

市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し適正と認めたときは、市補助金の交付決定を行い、申請者に補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長が指定する期日までに受理した補助金交付申請の合計額が予算の範囲を超えた場合においては、市長が別に定める方法により抽選を行い交付を決定するものとする。

（実績報告）

交付決定者は、補助対象車両等を納車日若しくは設置日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日（宮古島市の休日を定める条例（平成17年宮古島市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日とする。）までに実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

電気自動車	<ul style="list-style-type: none"> ①実績報告書（様式第5号） ②支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） ③リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） ④導入状況を示すカラー写真
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤自動車検査証及び自動車検査証記録事項（写し）又は標識交付証明書 ⑥買換え前の車両の譲渡証明書、廃車証明書等の買い換えたことが証明できる書類。
<p>V 2 H充放電設備及び充電設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①実績報告書（様式第5号） ②支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） ③リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） ④導入状況を示すカラー写真 ⑤メーカーが発行する保証書（写し）又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書（保証書のフォームは、メーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。） ⑥設備設置の完了を確認できる図面

（注）支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）とは、以下の書類をいう。

- ①申請者自身が現金により支払を完了した場合 申請者宛ての領収証（写し）、又は銀行振込等で領収証のないものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（振込金受取書等）等
- ②ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合 当該支払方式を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等

（補助金の額の確定及び通知）

市長は、実績報告書の提出があり、市補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

(補助金の交付)

交付決定者は、市補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

交付決定者は、市補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 交付決定者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、取得財産を市長の承認を受けないで、市補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、リースの場合は、リースの契約満了まで使用しなければならない。

- (1) 電気自動車等 財産取得後4年間
- (2) V2H充放電設備 財産取得後5年間
- (3) 充電設備 財産取得後5年間

3 市長は、事前の承認を得ずに補助対象車両等が処分された場合は、市補助金の一部又は全部を当該補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）に返還させることができる。ただし、事故等により取得財産の使用が困難になった場合で、その原因が当該財産の使用者の故意又は重過失によらないときは、市長は補助金受領者と協議の上、当該財産の処分等について定めるものとする。

(協力事項) ※補助金要綱第14条

補助金受領者は、市長が次に掲げる事項への協力を求めた場合は、可能な範囲で協力しなければならない。

- (1) 補助対象車両等の導入から1年ごとの使用状況に関するヒアリング及びアンケート
- (2) 導入した補助対象車両等の災害時等における貸与
- (3) その他市長が必要と認める事項